

# お知らせ

保険医療機関（病院・クリニック等）で同じ期間に同じ部位を（検査等は除く）治療を受けている場合は接骨院・整骨院の治療については健康保険が適用されません。お薬・湿布などの投与を受けている方はその日数においては、接骨院・整骨院での治療費は自己負担となります。病院で内服・外用（シップ等）などを投与されている方は必ず問診の時にお知らせ下さい。

患者様各位

社団JB 日本接骨師会

# 石川県柔道整復師集団指導講習会 医師投薬期間中の整復師医療不可問題の注意

## 問題の概要

平成25年4月21日

石川県柔道整復師集団指導講習会

講演要旨

医師が患者に湿布薬投与期間中（例えば50枚なら50日間）は医師の治療期間となり、整復師の健康保険は使えない。

## 問題の注意点

講習会指導での問題の注意点は「ハシゴ診療・重複診療」とは何かの注意で、これは医師対整復師の関係問題ではありません。医師どおしでも不可とされるものです。だが、「転医」や「同意の協力」などは「ハシゴ診療・重複診療」と異なるもので、この注意で石川県整復師の間で不可とされる混乱や被害の発生です。

## 東海北陸厚生局への誤解防止要望

平成25年12月20日

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

社会保険監査専門官 西山尚希

地域医療保険監査指導官 石原康弘

協同組合日本接骨師会会長 登山 勲

平成25年12月25日 東海北陸厚生局回答

平成25年12月20日

東海北陸厚生局石川支部長へ連絡

石川支部長より回答

平成25年4月21日集団指導での湿布薬投与期間中の柔整師の保険請求不可の指導について、当日の「読み原稿」にはその様な文言は無かったが、担当者が口頭で、個別指導での例を踏えて話しをした様です。今後、誤解を与える様な発言の無いよう十分注意をするよう指導しました。

## 東海北陸厚生局に感謝とお礼

本問の要点は「重複診療やハシゴ診療の禁止」と整復医療に対する「医師受診優先」対「整復師受診不可」の考え方の問題の注意です。本問の誤解は整復師医療に対する非医療・非診断とする誤解の延長にある問題です。患者のための医療を医師のための医療とする誤解と整復師への偏見の誤りです。

石川県所管課あて要望「東海北陸厚生局提出」

平成 年 月 日

石川県 課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

医師受診・柔道整復師受診の「併療防止」の乱用注意の要望

要望の趣旨

保険診療で「ハシゴ診療・併療診療の防止」の大事は言をまたずです。

但し、この事は医師とおしでも当然で、それを、医師対整復師の対比を理由とする失当の注意です。なお、転医と併療との両者の混同注意で、この注意を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

この度、平成25年4月21日、集団指導で医師対柔道整復師のハシゴ併療問題について、「医師の湿布薬50枚（50日間）」の期間中は柔道整復師受診は不可という指導が行われた旨を聞きました。

もし、これが事実ならハシゴ併療を理由に「患者の転医」の自由を奪う失当です。

即ち、患者の医療選択の自由の大事で、「ハシゴや併療の意思の受診」の場合は格別、投薬期間中といえども患者は医師の私物ではなく、患者の「転医の意思の受診」の場合はこれを妨げるものではありません。

因に、「診断書での期間記載」にあっても、その間の患者の医療選択の自由を否定するものではありません。「転医」と「ハシゴ・併療」との混同注意です。

この事について誤解を与える講習会の疑問について速やかに誤解防止を図られるようお願い申し上げます。

柔道整復師集団指導要点と注意点

「医師の投薬期間中の整復医療は保険扱い不可」の誤解の注意

医師は「療養の給付」(保険医療)で整復師は「療養費」(非保険医療)の誤用乱用の失当

患者が「医師から湿布薬50枚投与の場合、50日間整復師の保険取り扱い不可。」指導。

指導の疑問点「並行診療・ハシゴ診療と転医の混同注意」

並行診療・ハシゴ診療の非保険扱いは医師とおしても不可。

「転医」の場合は「医師から医師」、「医師から整復師」いずれも可。

患者の医療選択の自由に基づく注意で並行診療・ハシゴ診療は「保険診療の乱用」  
として不可とされ、「転医」は患者の医療選択の自由として認められる。

保険診療の対象要件は「療養の給付」対「療養費」の差異ではなく、並行診療・ハシゴ診療か転医かの違いの注意。

整復師選択の転医は保険対象となる。

整復医療選択が「転医」か「並行診療ハシゴ診療」かの注意を無視して「50枚湿布期間中50日間整復医療保険取り扱い不可」の論は、患者を医師の私物と化し整復師医療選択の自由を無視する失当となる。あたかも医師が診断書記載期間中は「患者を医師のもの」と化す誤りと同じである。

備考

患者の医療選択の留意で「並行受診・ハシゴ診療」対「転医」の混同注意。